

追手門学院大学 公的研究費の使用における不正防止計画

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日策定、令和3年年2月1日改正）を基に、追手門学院大学における不正使用を防止する取り組みを行う。

第1節 機関内の責任体系の明確化

最高管理責任者の強力なリーダーシップの下、不正防止に向けた取り組みを促すなど、構成員の意識の向上と浸透を図る為、下記2点について、責任体系や役割について明確化する。

1. 競争的研究費等の運営・管理を適正に行うために、本学内の運営・管理に関わる各責任者が不正防止対策に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を機関内外に周知・公表する。
2. 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運営状況について本学全体の観点から確認し、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るため、以下の4点について、不正防止の取組を行う。

1. 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施するとともに、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。
2. 競争的研究費等の事務処理手続きに関するルールを明確化・統一化を推進し、説明会等で関係者への周知を図る。
3. 競争的資金等の事務処理に関する構成員の責任と権限について、決裁権限等を明確化し、説明会等で関係者への周知を図る。
4. 学内外からの告発等（学内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申し出など）を受け付ける窓口を設置し、窓口担当者から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止する為に、下記2点について、取組を行う。

1. 本学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する防止計画推進部署を置き、統括管理責任者とともに、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。防止計画推進部署は監事との連携を強化し、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。
2. 防止計画推進部署は内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因がどこにあるかを整理、把握し、最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、本学全体の対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。

業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、管理する。また、研究費の執行に関する書類やデータ等は定めた機関保存し、後日の検証を受けられるようにする。

第5節 情報発信・共有化の推進

競争的研究費等の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受ける窓口を設置するとともに、競争的研究費等の不正への取り組みに関する本学の方針等を外部に公表する。

第6節 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、これらに加えて、本学の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的牽制機能の充実・強化を図る。

以 上